

◎新潟県告示第642号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和2年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20リットル	N10152631～N10152635	5	新潟県十日町市伊達甲977-1 株式会社山松商店 十日町伊達給油所